

人事院公示第4号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第6条第2項第1号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月15日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
別表				別表			
採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容	採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容
国家公務員採用総合職試験 (院卒者試験)	行政	専門試験 (多肢選択式)	一 受験者の選択する次のイから <u>三</u> までのいずれかに掲げる科目 イ (略) <u>ロ</u> 政治学、国際関係、思想・哲学、歴史学、文学・芸術、 <u>人文地理学・文化人類学、心理学、教育学、社会学及び憲法</u> <u>ハ・ニ</u> (略)	国家公務員採用総合職試験 (院卒者試験)	行政	専門試験 (多肢選択式)	一 受験者の選択する次のイから <u>ハ</u> までのいずれかに掲げる科目 イ (略) (新設)  <u>ロ・ハ</u> (略)
		専門試験 (記述式)	二 政治学、行政学、国際関係、 <u>思想・哲学、歴史学、文学・芸術、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する2科目(国際関係、 <u>思想・哲学、歴史学、文学・芸術又は公共政策を選択する場合</u>にあつては、<u>1科目又は2科目</u>)</u>			専門試験 (記述式)	二 政治学、行政学、国際関係、 <u>憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する3科目(国際関係又は公共政策を含む選択をする場合にあつては、<u>2科目又は3科目</u>)</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験)	政治・国際・人文	専門試験 (多肢選択式)	一 <u>受験者の選択する次のイ又はロのいずれかに掲げる科目</u>  イ <u>国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号イに定める科目と同一の科目</u>  ロ <u>国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号ロに定める科目と同一の科目</u>	国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験)	政治・国際	専門試験 (多肢選択式)	一 <u>国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号イに定める科目と同一の科目</u>  (新設)  (新設)
		専門試験 (記述式)	二 <u>受験者の選択する次のイ又はロのいずれかに掲げる科目</u>  イ <u>政治学、行政学、国際関係、憲法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する2科目(国際関係又は公共政策を選択する場合にあっては、1科目又は2科目)</u>  ロ <u>思想・哲学、歴史学及び文学・芸術のうち、受験者の選択する1科目又は2科目</u>			専門試験 (記述式)	二 <u>政治学、行政学、国際関係、憲法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する3科目(国際関係又は公共政策を含む選択をする場合にあっては、2科目又は3科目)</u>  (新設)
	法律	専門試験 (多肢選択式)	三 <u>国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号ハに</u>		法律	専門試験 (多肢選択式)	三 <u>国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号ロに</u>

		択式)	定める科目と同一の科目
		専門試験 (記述式)	四 憲法、行政法、民法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する <u>2科目</u>
	経済	専門試験 (多肢選択式)	五 国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号ニに定める科目と同一の科目
		専門試験 (記述式)	六 次のイ及びロに掲げる科目 イ 経済理論 ロ 財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する <u>1科目</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

		択式)	定める科目と同一の科目
		専門試験 (記述式)	四 憲法、行政法、民法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する <u>3科目</u>
	経済	専門試験 (多肢選択式)	五 国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号ハに定める科目と同一の科目
		専門試験 (記述式)	六 次のイ及びロに掲げる科目 イ 経済理論 ロ 財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する <u>2科目</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和5年12月1日から効力を発生する。